

第2回守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者 選考委員会	
開催日時	平成28年8月18日(木) 午後1時から
開催場所	守口市市民保健センター 4階 第2、第3会議室
議 題	(1) 開会 (2) 議題 守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園 運営者の選考についての審議 (3) その他 ① 施設実地調査について ② 今後の会議日程について (4) 閉会
出席者	出席委員(9名) 長瀬委員、大方委員、美馬委員、山岸委員、森委員、徳委員、 山本委員、仲地委員、丸尾委員

(1) 開会

- (委員長) 本日の出席人数の報告を願う。
- (事務局) 本日の出席者は定数9名中9名。
- (委員長) 守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会規則第4条第2項の規定に基づき、会議は成立。
- 配付資料確認 (省略)

(2) 議題

【守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者の選考についての審議】

(事務局)

(参考資料1)「守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会運営要領」は、前回、委員会で決定した運営者選考委員会の公開及び議事録の作成等について定めたものである。

会議の公開は、運営要領第2条で、運営者選考委員会については原則公開での運営を基本としているが、個人情報や法人事業情報等を取り扱う場合は、運営者選考委員会の公正・中立な審議、審査に支障を及ぼす議事は、委員会の決定で非公開とすることがある旨を定めている。

次に、議事録の記載内容は、第3条で、運営者選考委員会の日時や開催場所、出席委員の氏名及び人数、議事の経過及び概要等とす

ると定めている。

議事録については、委員長が指名した2名の委員が署名する。

また、議事録及び配付資料については、原則公開するとし、公開することにより、公平・公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがある場合などは、全部または一部を非公開とすることができるとしている。

第4条では、守秘義務について定めている。

運営要領については、制定年月日及び施行日を前回の運営者選考委員会開催日である平成28年7月26日としている。

次に、(参考資料2)「守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会傍聴要領」については、前回の運営者選考委員会で案として提出、審議いただき、内容を確定したものである。これについても、制定年月日及び施行日を前回の運営者選考委員会開催日である平成28年7月26日としている。

最後に、(参考資料3)「守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会の傍聴について」は、前回の運営者選考委員会で審議をし、委員から指摘のあった部分の修正を行い、内容を確定したものである。

第1回の資料では、「会議室の収容人数を考慮し、定員を変更することがある。」と記載しているが、修正後は、「ただし会議室の収容人数等を考慮し、定員を増加することがある。」とした。

参考資料1、2と同様、制定年月日及び施行日を前回の運営者選考委員会開催日である平成28年7月26日とした。

(委員長)

ここまでについて、何か質問はあるか。では、議事に入らせていただく。

(事務局)

前回の運営者選考委員会で提出した資料から一部修正を行っているので、修正箇所について説明する。

第1回運営者選考委員会(資料6-1)「守口市立保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者募集要領(案)」の5ページの「14. 応募方法」の「(1) 募集要領の配付」の「①配付期間」の※印のところである。修正前は、土曜日、日曜日、祝日を除くと表記していたが、今回、守口市こども部こども政策課窓口での配付については、開庁日の午前9時から午後5時までと表現を変更した。配付については、こども政策課窓口と守口市のホームページの2か所で配付を行う予定としている。ホームページについては、配付期間中はホームページに掲載しているが、こども政策課窓

口では土日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時までの間が配付時間となることから、表現を変更した。

次に、「(4) 応募書類の提出について」である。こちらも以前の表記では、平成〇年〇月〇日午前10時から〇月〇日午後5時までとし、※印で土曜日、日曜日及び祝日を除くと表記していたが、正確には受付期間中の開庁日の午前10時から午後5時までが応募書類の受付期間となることから、表記を変更している。

また、6ページに応募法人を対象にした説明会及び施設見学について掲載しているが、説明会及び施設見学の日程が決定したので、具体的な日付を記載している。

説明会については、8月24日水曜日の午後2時から、施設見学については8月30日、31日のそれぞれ午前10時から正午までに分けて実施する予定である。

次に、(別紙2)「民間移管後の認可定員の設定について(案)」で、西保育所の0歳児及び1歳児の定員について修正している。前回提出した資料では、0歳児が6人、1歳児が12人と記載してあったが、0歳児、1歳児ともに5人ずつに修正している。これは現在、西保育所は0歳児の定員が設定されていないが、民間移管後は0歳児からの受け入れを行うことから、乳児のミルクなどを調理する調乳設備の設置が必要となる。現在の西保育所1歳児室内に、この調乳設備を設置するが、前回資料でその部分の反映ができておらず、修正した。

次に、(別紙3)「守口市立保育所の民間移管に係る諸条件(案)」の、「(4) 小学校への入学を見据えた取組みについて」をご覧いただきたい。

前回の運営者選考委員会で、委員から現在保育所、幼稚園から小学校入学の際のギャップなどが社会的問題となっているということで、小学校へスムーズに入学できるよう、小学校入学を見据えた取組みも記載してほしいと意見があった。

そのため「(4) 小学校への入学を見据えた取組みについて」の項目を追加し、在園児がスムーズに小学校へ入学し、勉強できるように、地域の小学校との連携を図り、園での保育、教育においても小学校への入学を見据えた取組みに努めることを追加している。

次に、(別紙4)「民間移管法人の選考及び法人決定後の主なスケジュール(案)」で、応募法人を対象とした説明会及び施設見学会を実施する日が決定したことから、その内容を更新した。

他に、誤字脱字等の軽微な修正について、事務局で修正をしている。

なお、(第1回運営者選考委員会資料6-2)「守口市立梶保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者募集要領(案)」の修正箇所についても、(第1回運営者選考委員会の資料6-1)と同様の場所となっている。

(委員) 移管対象保育所への施設見学の日程だが、梶保育所も含めると、30日に3つ、31日に2つで、同じ法人が各保育所に見に行きたいときは、見に行く職員が何人もいればいいが、藤田か西か八雲東に1回、北寺方か梶保育に1回と、すべて回れない状況になっているが、その辺りはどうなのか。

(事務局) 各市立保育所は通常どおり毎日開所しているので、園の都合もある。その中で2日を設定したが、複数園行きたい場合については、法人の方で複数名ご用意いただき、対応していただきたい。

(委員) 午前10時から正午までという2時間が設定されているが、途中参加や途中退出することは、できるのか。

(事務局) 参加をいただく場合、事前に事務局は、どなたが来られるのかを把握する必要があり、8月26日の金曜日までに申し込みをしていただく予定である。

もしも、途中からの参加や、早めに退出というようなことがあれば、内容を書いていただき、臨機応変に対応できるようにさせていただく。

(委員長) この事前申し込みの段階で、打診をいただき調整いただくことは可能か。

(事務局) 先の申込書にそのあたりは書いていただきたいと考えている。

(委員) この募集要項に、同じ法人が同日に違う保育所に行く場合、別々の方に行っていただく事や、遅れる場合、途中で別の保育所に行きたい方はこうしていただく等の記載があったほうがいいのか

(事務局) 募集要領に書いているが、別添様式で見学申込書を提出していただく予定としている。その中でどこの保育所に見学を希望なのか丸をつける形にさせていただこうと考えているので、その中で、早く

帰る場合、遅れる場合の表記ができるようにする。

(委員長) 法人にも融通がきくように、事務局側もきちんと把握できる様式にしていきたい。

今回は1団体2名以内ということだが、施設の代表の方でないといけないなどの、特段条件はないということによいか。

(事務局) 特に条件はないが、見学に来られる方の名前については、管理させていきたい。

(委員長) その際は、予定されている職別の表記は予定されていないか。

(事務局) 特に定めていない。

(委員) 受付け期間が、今空欄になっているが、いつからいつまでなるのか。

(事務局) 今日の第2回の選考委員会で、募集要領、申請書類等を審議し、決定いただく予定としている。決定すれば、明日8月19日から9月6日の火曜日までの間を考えている。

(委員長) 今日の審議を受け、8月19日より9月6日の期間で受付けということで今、事務局の案が出たが、どうか。その他の点でもいかがか。

(委員) 3番の(3)の①の、施設実地調査についてで、前回のこの会議で、選考委員会として応募法人の施設に見学に行けるのであれば行きたいと提案したが、それが決まれば、そのことを募集要項の中に、記載するのか。

(事務局) 施設の見学については、後ほど議論いただくが、行くとなれば、この募集要領でなく、委員に提出されるその他の書類で、見学に行くという形では表記させていただこうと思う。

(委員長) 要領ではなく、その他の書類によいか。

(委員) (資料6-1)「別紙1 民間移管する保育所の詳細案」に、建築年度があるが、これは建物を建て始めた年度で、保育所が開所し

た年度ではないのか。

(事務局)

竣工し、保育所が開所された年度である。

(委員)

開所された年度ならば北寺方保育所は、昭和 47 年度に開所したのではないのか。八雲東保育所も違うと思うが。

開所と建築年度は違うかなと思っている。

(委員長)

事務局で1度確認していただきたい。

先ほど小学校への接続の件を入れていただいた事は、大変いいと思うが、スムーズに小学校に入学し、「勉強」できる。という表現を、「学習」に変えていただきたい。

学習指導要領という表現も法的に使われているので、学習という表現にしていきたい。

(事務局)

そのようにする。

(委員長)

竣工年度の確認は後でしていただく。要領については、この内容で確定ということによいか。

次に法人が募集要領に基づき、応募するときの申請書類等の審議に入る。

(事務局)

最初に(資料2-1)「公私連携幼保連携型認定こども園事業運営者申請書(案)」及び(資料2-2)「守口市立保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧(案)」と(資料3-1)「公私連携幼保連携型認定こども園事業運営者申請書(案)」及び(資料3-2)「守口市立梶保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧(案)」については、今回募集を梶保育所と、それ以外の4園に分けている。

7月26日に開催した第1回選考委員会及び先ほど審議いただいた募集要領のうち、梶保育所以外の4園、藤田保育所、西保育所、八雲東保育所、北寺方保育所の民間移管に関する募集要領に基づき、事業者が応募する際に提出していただく申請書類が(資料2-1)の申請書類となる。

同様に、梶保育所の民間移管に関する募集要領に基づき、事業者が応募する際に提出していただく申請書類が(資料3-1)の申請書類となる。

まず、梶保育所以外の4園に係る申請書類である(資料2-1)

について説明する。

申請書類の1枚目は、法人名や代表者を記載する他、移管希望保育所名を記載することとしている。

※印より下は、第2希望から第4希望までの移管希望保育所名を記載できることとし、(資料6-1)の募集要領の「7.移管法人の選考方法とスケジュール」に掲載しているように、移管を希望する法人は最大第4希望まで保育所の指定を行うことができることから、第4希望まで記載ができる様式としている。

選考を行い、順位の高い法人順に希望保育所を決定していくことから、移管希望保育所名の欄に記載の保育所が既に他の法人に決定していた場合は、第2希望以下に記載した保育所のうち、希望順位の高い保育所がその法人の移管対象保育所ということになる。

次に、様式2-1から2-6については、法人の状況や法人役員の名簿、履歴書、基本理念や方針、目標等、今回の民間移管応募の動機や、現在法人が運営している施設一覧、自己評価、外部評価の取組みなど、応募された法人についての概要などを記載するものとなる。

添付書類では、社会福祉法人だと定款、学校法人では寄附行為、また登記事項証明書など、法人として有している書類等の他、就業規則や給与規定、健康管理マニュアル、労働条件に関するマニュアルなど、職員の労働環境を確認できる書類の添付を求めている。

また、現在法人が運営する認定こども園や幼稚園などの施設のパンフレットや法人の自己評価、外部評価に関する書類等の提出も求めている。

次に、様式3-1と3-2については、法人の財務状況や監査状況、そして移管園における収支予算計画書等について記載するものとなる。

法人の財務状況については、現在運営されている施設に加え、今後新たに民間移管園を運営していくに当たり、非常に大きな要素となる部分と思う。そのため添付資料として、事業報告書や財産目録、資金収支計算書等は、3期分を提出していただき、恒常的に健全な運営がされているか審査していただきたいと考えている。

また、法人への監査並びに法人が運営する施設での監査についても、直近の監査状況の報告を求めることとしている。

その他、新たに民間移管園を運営する際の運転資金が確保されているか確認するため、残高証明や有価証券残高証明等の書類を提出していただくこととしている。

様式4-7以降については、実際に民間移管を受けた施設の運営

に関する事項について記載していただくこととなっている。

まず、様式4-1、移管後の公私連携幼保連携型認定こども園における教育、保育理念や方針について、自由記述で記載していただく。

次のページでは、区分ごとの定員設定、予定人数や開園時や開園時間等の予定について記載していただく。

様式4-3では、特別保育事業等について記載していただく。

延長保育については、平成28年7月に市が定めた「守口市立保育所の民間移管に関する基本方針」や(資料6-1)募集要領の「別紙3.守口市立保育所の民間移管に係る諸条件」に記載のあるとおり、必ず設定していただくが、その他の一時預かりや病後児保育、休日保育などの特別保育に関する考え方についても、記載していただく。

次のページの様式4-4、組織計画書については、職員配置の考え方や、実際に保育することとなる際の職員のローテーションなどを記載していただく予定である。

様式4-5の1号認定子どもの選考方法について、1号認定子どもについては、入園に関して園での選考が可能となる。しかし、大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第1項では、幼保連携型認定こども園は児童虐待防止の観点から、特別な支援を要する家庭、ひとり親家庭または低所得家庭の園児、障がいのある園児等、特別な配慮が必要な園児の利用が排除されることのないよう、入園する園児の選考を公正に行わなければならないとある。また、第2項では、幼保連携型認定こども園は、特別な配慮が必要な園児の受け入れに適切に配慮するため、市町村との連携を図らなければならないとある。そのため、今回申請書類の様式に、1号認定子どもに関する選考方法についての考え方を記載する部分を設けている。

次に、様式5、保育料以外の保護者負担の考え方について記載を求めている。保育料については、保護者は市の条例で定められた保育料を園に支払うこととなるため、子どもが通っている認定こども園が市立、私立に関係なく、所得に応じて同じ保育料を園に支払うことになる。制服代や遠足代、園で必要な諸費用等については、園が独自に設定することが可能である。

従来、市立保育所が徴していた実費負担額が、今回の民間移管を行うことにより、新たに負担額が増えることなども想定されることから、今回、申請書類の様式の中に、この項目を設けた。

また、保護者負担額の費用に関して、平成28年7月に市が定め

た「守口市立保育所の民間移管に関する基本方針」にも、民間移管により、保護者負担等の費用が増となる場合は、市が負担することとする内容や、(資料6-1)の募集要領の「別紙3 守口市立保育所の民間移管に係る諸条件」にも「6.保護者負担額の費用等に関すること」として、移管前から在園している児童は、原則移管前から使用している物品等を使用できることし、二重の負担にならないよう配慮する旨の記述をしている。今回募集に際し、応募法人も保育料以外の保護者負担額についての考え方を記載する。

次に、様式6-1から6-3までは、施設で働くこととなる職員の人材育成や職員配置、園長予定者の履歴書などについて記載していただく。大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例第40条第1項では、幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達するため、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないとある。また、第2項では、幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとある。認定こども園で働く職員の資質の向上が、保育・教育の質の向上にもつながることから、研修等を含めた人材育成について記載していただく。

次に、様式6-2、職員配置等、及び様式6-3、履歴書(認定こども園園長予定者)についてであるが、平成28年7月に市が定めた「守口市立保育所の民間移管に関する基本方針」には、施設長については認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかにおいて、施設長の実務経験を有する者を専任で配置することや職員について、雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験、年齢のバランスが取れた職員配置とすることを記載している。同様の内容を(資料6-1)の募集要領の「別紙3 守口市立保育所の民間移管に係る諸条件」にも「3.職員の配置について」とし、記載している。また、「守口市立保育所の民間移管に関する基本方針」のパブリックコメントでも、移管園で働く職員の労働条件の基準等についての意見をたくさんいただいた。

そこで、今回、様式6-2、職員配置等で、職員数として各職員構成における常勤、非常勤の職員数の内訳について記載する項目を設け、各職員構成における内訳について確認できるようにしている。

また、様式6-3、履歴書(認定こども園園長予定者)でも、施設長の経験を有しているかの確認ができる項目を設けた。

次に、様式7、安全対策・危機管理体制についてである。日常の園運営において、園児の健康及び安全を確保するための取組みにつ

いて、また避難や消火の訓練など、非常時を想定した対策などについて、どのように考えているかを記載していただく。また、園児やその家族の個人情報や守秘義務等に関する考え方についても記載していただく。

次に、様式8-1、教育・保育計画等についてである。幼保連携型認定こども園では、幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づき、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成する必要がある。幼保連携型認定こども園教育保育要領や園の基本理念に基づく教育保育計画について記載していただき、認定区分ごとに、子どもの1日の過ごし方を記載していただく。

次に、様式8-2、年間計画では、先ほどの教育保育計画に基づく年齢ごとの年間計画の提出をしていただく。

同様に、様式8-3、月間計画では、月ごとに、年齢別の月間計画を提出していただく。

様式8-2、様式8-3については、この様式ではなく、各法人が実際に運営している園の年間計画、月間計画の様式を使用して提出していただいても可能である。

次に、様式8-3、公私連携幼保連携型認定こども園として特に配慮する点である。認定こども園は、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもが在園することになる為、生活のリズムや在園、登下校の時間の違い、登園日数の違いなどがある。また、保護者の生活形態の違いなどもあり、行事や保護者会のあり方なども従来の保育所、幼稚園とは異なる。移管後の施設は本市と協定を締結し、公私連携幼保連携型認定こども園となり、本市との連携、かわり方が従来までの私立園と比較し、一層必要となるため、公私連携幼保連携型認定こども園として特に配慮する点について記載していただくこととしている。

次に、様式9、障がいのある子どもや特別な配慮、支援が必要な子ども、及び家庭支援が必要な保護者への対応についてである。

市立施設が、これまで当該地域における障がいのある児童や特別な配慮、支援を必要とする児童の受け入れを行ってきたことを踏まえ、民間移管後においても、障がいのある子どもの受け入れについての取組みや、アレルギー症状のある子どもや虐待等により支援の必要な子ども、保護者への対応、関係機関との連携等についての考え方を2枚にわたり記載していただくこととしている。

次に、様式10、食育及び給食提供の考え方についてである。幼保連携型認定こども園では、食事の提供も必要となってくる。食事の

提供方法等の考え方について記載していただく。

次に、様式 11、市立施設や地域との連携、交流等についてである。

平成 30 年度に 3 園となる予定の市立認定こども園や児童センター、保健センターなどの市立施設との連携、交流のほか、地域の市立小学校との連携についての取組みや考え方について記載していただく予定である。

また、子育て支援事業等を通じた保護者や地域の人々との交流や、従来まで市立保育所が行ってきた地域との交流についての取組みや考え方についても記載していただく予定である。

次に、様式 12、保護者に対する支援、連携についてである。園児の送迎時など、園の職員が保護者と接する機会に、園児の普段の様子の説明、保護者からの相談、保護者とのふれあいや相互理解、保護者への支援や連携についての考え方を記載していただく。

次に、様式 13、施設整備に関する考えについてである。民間移管する市立保育所は、各施設との竣工後、約 40 年以上が経過しており、移管後も継続して現施設を使用するには、補修や改修等を行う必要がある。そのため施設整備への、応募法人の考え方について記載するページを設けさせていただいた。

次に、様式 14、民間移管に当たり、配慮する取組みや提案についてである。

平成 30 年度に民間移管を行うことから、市立保育所からの継続児童については、在所中に運営主体、職員が変わることになる。市では、移管により児童や保護者への影響や混乱が生じないように、平成 29 年度に引き継ぎ保育を実施し、三者協議会の設置など行うが、応募法人も、引き継ぎ保育や三者協議会に関する取組みや提案などについて記載していただくこととしている。

最後に、様式 15、その他配慮する取組みや提案では、民間移管に際し、応募法人が配慮する施設、取組みや提案などあれば、自由に記載していただくこととしている。

また、(資料 2-2)「守口市立保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧(案)」について説明する。

これは、先ほど説明した(資料 2-1)「公私連携幼保連携型認定こども園事業運営者申請書(案)」の一覧を取りまとめたものである。様式順に掲載しており、添付書類が必要な場合については、必要な添付書類についても記載してある。

この、応募書類一覧(案)については、前回の第 1 回選考委員会にて委員から意見のあった、(資料 6-1)の募集要領の 7 ページ

目に記載のある「④提出書類」にある「別紙5 守口市立保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧」に該当する書類である。

(資料3-1)「公私連携幼保連携型認定こども園事業運営者申請書(案)」及び(資料3-2)「守口市立梶保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧(案)」について説明する。

先ほどの(資料2-1)と(資料2-2)は、藤田保育所、西保育所、八雲東保育所、北寺方保育所の4園に係る民間移管に関する申請書類であるが、(資料3-1)と(資料3-2)は、梶保育所の民間移管に関する申請書類である。

(資料6-1)、(資料6-2)の募集要領と同様に、基本的には申請書類についても(資料2-1)と(資料3-1)は同じ構成となっている。(資料3-1)の申請書類は、園舎の建て替えや通園バスの運行等で記載内容が異なる部分があり、その部分について説明する。

まず、様式1、「公私連携幼保連携型認定こども園事業運営者申請書(案)」について、梶保育所の募集に関しては、第2希望以下の保育所の記載は必要ないことから、掲載していないため、この様式で提出されれば、梶保育所の民間移管に係る応募であるということになる。

次に、様式4-2、定員区分、開園時、開園時間等についてである。梶保育所の民間移管時には、平成30年度に民間移管した後、1年の間に新園舎を建築していただき、その間は現在の市立佐太保育所を仮園舎として運営していただく。そのため定員設定については、2段構成とし、上段は新園舎完成後の平成31年度以降の定員設定について、下段は仮園舎で運営する平成30年度における定員設定について記載する形になる。

次に、様式4-6、通園バスの運行方法等についてである。梶保育所の民間移管では、平成28年7月に市が定めた「守口市立保育所の民間移管に関する基本方針」や(資料6-2)の募集要領の「別紙3 守口市立梶保育所の民間移管に係る諸条件」に、「5.通園バスの運行について」記載してあるとおり、原則、年齢制限を設けない通園バスの運行が条件の1つとなる。そのため通園バスの運行についての考え方を記載する項目として、新たに様式4-6を設けている。ここでは通園バスを運行するに当たり、通園バスの運行ルートや本数、送迎時のことや園児の安全確保等について記載する項目を設定している。

次に、様式 13、新園舎の整備等についてである資料 2-1 では、施設整備に関する考えとし、補修や改修等についての応募法人の考えを記載することとしたが、梶保育所の民間移管では、平成 30 年度に現在の梶保育所の施設解体及び新園舎の建築が条件となっているため、新園舎の整備等とし、新園舎の規模や工期、予算等についての考え方を記載していただく。

梶保育所の民間移管に係る（資料 3-1）「公私連携幼保連携型認定こども園事業運営者申請書（案）」についての説明は以上である。

次に、（資料 3-2）「守口市立梶保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧（案）」についてだが、（資料 2-2）「守口市立保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧（案）」と同様の位置づけの資料となる。様式順に掲載しており、添付書類が必要な場合は、必要な添付書類についても記載している。

なお、（資料 6-2）の募集要領の 6 ページ目に記載のある「④ 提出書類」にある「別紙 5 守口私立梶保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧」に該当する書類である。

（委員長）

応募書類の書式だが、いかがか。

（委員）

梶保育所もそれ以外の園も同じだが、様式の 5 のところで、保育料以外の保護者の負担と書いてあるが、園児 1 人当たりの負担なのか、それとも法人全体としての負担なのか伺いたい。

（事務局）

様式 5 の保育料以外の保護者負担についてであるが、保育所、幼稚園ともに、施設に通う場合、保育料以外に制服代、給食代など、一部かかる部分がある。そういった部分で、実際に保護者が保育料以外に負担をする金額を記載していただく様式である。

（委員長）

子ども 1 人当たりについて、保護者から負担いただく額ということでよいか。

（事務局）

そうである。

（委員長）

他の点で何かあるか。

(委員)

今回の応募の書類の中で気になったのが、職員配置等で、様式6-2に、職員数を書くところがあるが、職員配置の考え方というところで、経験年数をきちんと明記をしていただくことが必要かなと思う。

あと、一番気になったのが離職率のことである。幼稚園、保育所で働いている職員は、自身に子どもができれば退職されたり、なかなか復帰できなったりする。今は保育士不足の問題があると思うが、申請書類に離職率も、書いていただけるなら書いていただきたい。

離職率は、ここ5年でもいいですし、10年でもいいですが、その間に何人採用し、何人退職されたことを書いていただけたら、法人の職員の育て方などがよくわかると思う。

「様式2-1 法人の状況」で、添付資料として就業規則と給与規定を提出していただくとなっているが、この就業規則っていうのが常勤の方だけではなく、非常勤の方の就業規則も提出していただくほうがいいと思う。

次に、育休の規定だが、きちんと取得できるのか。きちんと復職できるのかといったあたりも、法人がきちんと運営されているかの目安になると思うので、それも提出していただけてはどうか。

次に、法人の電話番号、ファクス等の他に、ホームページなどを記載していただく欄、それからメールアドレスがあればメールアドレスを記載していただく欄があるといいと思う。

次に、パンフレットをそれぞれ法人の概要、施設の概要をわかるものとして添付し提出と書いてあるが、もし見学に行けなくなった際に、少しでも法人施設の概要が委員としても把握したいので、パンフレットに今の施設の図面が載ってない場合は、この申請書につけていただければと思う。

次に、法人が有している設備だが、どんな遊具があり、施設にどんな特色があるのか、支援等をする設備があるのであれば書いていただく箇所があってもいいのかなと思う。

次に、「様式7 安全対策・危機管理体制」のことであるが、病院の小児科や内科のかかりつけ医を持っていることなども書いていただけたらいいと思う。特に保育所で乳幼児突然死症候群の対策もしっかり対策しているのかを書いていただけるようにしたらいいのではないかな。

次に、どんなヒヤリハットがあり、それに関しどのような対策が法人施設としてされているのかがわかる資料をつけていただくと、なお法人施設の受け入れ態勢などが、はっきり見えてくるのではないかな。

いか。

あと、法人として、この認定こども園の運営者になるよということ
を法人の役員会できちんと承認されているかわかる議事録は要
らないのか。役員会の承認なり、何か証明になる物は要らないか。

(事務局)

申請書に、ホームページアドレスやメールアドレスを入れたらど
うかとのことだが、事務局としては、あくまでも申請書なので、法
人の角印、代表者印があれば、問題ないと認識している。

あと、パンフレット等の中に図面あるいは間取りが記載された物
が必要ということであるが、可能であるならばそういうのも設けて
いきたいと思うので、最終的にこの委員会の決定に従う。

それと、常勤だけではなく非常勤職員の分も、就業規則、給与規
定があれば良いという意見、また、育児休暇の規定だが、これにつ
いても、選考委員会で、必要だとなれば、ここに明記する必要がある
と思う。

同様に、先ほどの設備や遊具など、法人の特色ある事業について
も、選考委員会で提出していただいたほうが良いとなれば、この記
載も必要になると思う。

応募に関して、応募書類に法人印を押していただくが、法人印は
通常、理事会で議決され、内部の意思決定をもって押されたと認識
しているので、理事会で議決をもらった議事録は、必要ないと考え
る。

次に、経験年数については、保育士の保育歴、資格を取ってから
の勤続歴を単純計算し、1人平均でも結構だし、Aさんは何年、B
さんは何年という形で求められると思う。

一方、離職率については、確かに新聞等の報道で保育士の離職率
は高いが、いろいろな事情があつて離職されることも想定される。
そのため、民間移管に対する法人の審査のため、選考委員会でどう
しても離職率が必要だと決定されれば、例えば過去1年間、2年間
の離職率等を記載するという事も可能と考える。

様式の中の安全対策・危機管理体制であるが、通常かかりつけ医、
嘱託医のことだと思うが、社会福祉法人あるいは学校法人が運営す
る園には既におられると思うが、必要であるならば、選考委員会の
決定のもと明記させていただく。

同じように、乳幼児突然死症候群に対する取組みや、どんなヒヤ
リハットがあり、それに対してどのような対策を講じたのかという
部分についても、委員会の決定で、必要ならば記載する必要がある
と考える。

現在、事務局では応募法人とのヒアリング等も考えており、法人の代表者に聞く機会も設けており、その辺りも考慮いただき、この様式に盛り込むかどうかの決定をしていただきたい。

(委員) 大抵入っていると思う。むしろ入っていない場合にヒアリングがあれば、どうして入っていないのかという質問もできると思う。提出を求めるとなると無理にでも申請書のために応急的作成して提出してくると思う。

(委員) 就業規則という項目の中に含まれているということか。

(委員) そうである。入っていない申請者がいたら、なぜ入っていないのかと質問が出来ると思う。書いていたほうが親切であるがあえて言わなくてもいいという気がする。

(委員) 就業規則及びこれに関連する規定すべてという書き方をすると、当然、給与規定も入ってくる。括弧書きでは、運営予定のこども園の案と書いているが、現状のものも出してもらい、現状のものと全く同じなら、運営予定のこども園での案も同じと書いてもらえればいいし、違うなら違うものを出してもらえればいいと思う。現状のものを出してもらうことで、現在の従業員がどのように形で管理されているのかわかると思う。

(委員長) 現在使用しているものを出していただき、同様であれば同様とするということか。

(委員) 変更がある場合は、運営予定の園での案も出してもらうという形のほうがいいと思う。

(委員長) 現行実施しているものを出していただき、変更なければそのままでもいいかと思う。同一法人なので同一だということであれば、それでいいと思うがいかがか。

(委員) あくまでも、認定こども園での案になるので、申請書は、これから始まる園に対する就業規則なり、特に1号認定子ども、2号認定子どもといるので、保育所が提出、幼稚園が提出すれば、たぶん一緒ではない。

あくまでも申請書として出していただくのが前提だと思う。

その上で、審査するのは申請書類で審査し、資料として現在のものを添付するのかなと思う。

(委員長)

実際に審査するのは申請書のほうだが、比較検討する際に、添付の資料があれば、現行どのように実施されているかが判断できる。新しい園での規則や就業や計画を基本とし、審査をするに当たり、添付の資料もいただくという形でよいか。

様式の2-6で、法人が運営する施設一覧を出してもらうので、あくまで様式2-1では、法人の概要そのものわかる形にさせていただく。そして、様式2-6で、現行の運営している部分を、すべて挙げていただく形になる。その際に施設のパンフレットであるとか写真のついた物を出されるかと思う。

まず様式2-1は法人全体の概要がわかる法人パンフレットのような物を出していただくことにして、そこは分けていいか。

園運営における安全対策で、項目がなくても突然死症候群に関しては書いていただきたいが、必ず書いてくるのか確認させていただくほうがいいのか、それこそ重要項目なので、申請書にまず考え方を記載したほうがいいのかお聞きしたい。

(委員)

様式7で、今度新しくやる園に対し、「あれば」ではなく、申請上、こういうマニュアルは添付の必要性があるとしたほうがいい。「あれば」と書けば、わざわざ添付する必要はないという誤解を招く恐れもあるので、差しさわりなければ出してもらうほうが望ましいのではないかと思う。

(委員長)

添付資料に関して、添付して必ず提出していただくとしてもよいか。「あれば」というのを抜いていただき、この以下の物を添付することとしていただく。

そして、その添付資料をご確認いただき、乳幼児突然死や、ヒヤリハット、日常的な感染等に対する対応等、についてはマニュアルから読み取っていくということによいか。

経験年数、離職率に関してはどうか。

(委員)

様式6-2は、新しい園の職員配置である。今いる人の経験年数は書けない。採用予定者の書式である。採用、新採用の人を、何人取るか。この書式はあくまで人数だけだと思う。ここに経験年数を入れることはたぶんできないと思う。

- (委員長) 　　他の自治体などは、一覧を出している形もある。実際にどの園でどう勤めているかは別とし、保育士として何年経験があるか、調理員として何年経験があるかは問える。
- (委員) 　　保育士資格の方の、経験年数を一覧でいただいたら一番わかりやすいのではないかと。
　　他に資格をお持ちであれば、その資格も書いていただく欄を設けたらどうか。
- (委員) 　　法人が民間移管に応募して結果がでるまでの時間がある。
　　何人採用予定の記載しか無理なので、この図になっていると思う。採択されなかった場合、人を確保することはできないので、採用計画、人を確保できるのかを、ヒアリングで聞くしかないと思う。
- (委員長) 　　必要人数をここに書いていただいた上で、ヒアリングの際に具体的な採用計画がどうなっているのか、実際に見通しがあるのかどうかを聞き、その際にどういう点を重視して、どういう法人内の異動を考えているかなどを、聞くことになると思う。
- (委員) 　　現在の法人の施設の状況を見たい。そういった項目があるといいと思う。
- (委員長) 　　添付資料とかか。
- (委員) 　　申請書類ではなく添付資料としてである。
　　添付資料として、現法人、現施設の職員一覧を添付していただく形でもいい。
- (委員) 　　例えば介護をやっているとか、複数持つてる場合にどうするのかと質問がでる。
- (委員長) 　　法人の規模が違っていると、単純比較は難しくなってくる。数値で出してしまうと、その辺の判断を誤らないようにしないといけない。新規の園に関する職員配置は申請書類で出していただき、参考に、現法人での職員の状況を出していただくのはいかがか。
- (委員) 　　様式2-6で法人が運営する施設一覧という項目があるので、この中で運営している施設に勤務している人の一覧、資格と勤続年数

を書いていただいたらいいと思う。

年齢、資格、勤続年数がわかればいい。

(委員長) 様式2-6のところ、現在運営している施設の一覧に、この見取り図等のパンフレットにあわせ、職員の状況も出していただくという案も出ている。

(委員) 大きい法人なら膨大になるかもしれないが、ここで出していただくということとするか。

(委員) 中身が個人的なことなので結構難しい。この申請書類にそのような書類が必要なのか。職員配置は、何人ぐらいなど、細かいことを問われると難しい。

(委員) 数字だけでいいと思う。平均勤続年数が何年、職員数何人ぐらいでいいと思う。

(委員) できるだけシンプルにしないといけない。選考に通ればいいが、落ちればリスクが大きい。

(委員) だから人数と平均年齢と平均勤続年数である。

(委員) 書いてもらうならそのくらいシンプルにする必要がある。

(委員) 法人なら、今現在の職員については、把握しているので、何人いて、何年勤めていて、何歳なのかなどはだしやすいのではないか。

(委員) 年齢までは出せないと思う

(委員) 離職率の件で、自分の子供が通っている保育園でもそうだが、頻繁に職員の入れ替わりがあり、入れ替わった事を保護者には何も説明がないことがある。知らない間にやめて、知らない間に新しい人が来ている。法人として、保護者に対する説明をどう考えているのか。そのあたりもヒアリングで聞けたらいいと思う。

(委員長) 書類では難しいと思うが、保護者にとっては、それが不安になり、不信になりやすい。そのような際はどのように保護者に伝えていくかをお聞きいただくことは可能かと思う。

法人が現在運営している施設に関し、パンフレットと職員の状況を出していただきたいという意見があるが、実際には法人の規模によって大分差があり、出していただくなら、最低限のものの方が良いという意見があった。

出すとなれば、職員の合計人数のうち、常勤何人、非常勤何人、平均経験年数、この3点ぐらいなら可能か。

もちろん法人の運営状況によってはかなり非常勤の率が高いところはあるかと思うが、ご理解いただき、委員会としては、添付資料、パンフレットと職員の状況と今の3点を提出していただくことで対応したいが、事務局としては、可能なのか。

あくまでも申請書類とは別で、現在の法人の運営状態を知るための資料である。

(事務局)

職員数、また、勤続年数について、民間については勤続年数を現状把握しており、約7年と聞いている。

そういった観点から、長ければいいというわけではないが、一定の知識、経験も非常に大事なものであり、それを継続していくことも園運営には非常に大切なことと考えている。

ただ、個人情報の関係等もあり、個人名や、勤続年数については、法人としても出しづらい部分がある。

そういった観点を踏まえ、様式2-6、法人が運営している施設一覧というところで、施設の正規職員の人数、勤続年数を、参考までに挙げていただく形で事務局としては考えさせていただきたい。

(委員長)

申請書類とは別に、現法人の運営状況を確認する意味で、パンフレットと職員の状況を、様式2-6のところまで出していただくという形でもいいか。

事務局で検討いただき、基本となる書類の審査は申請書類だが、法人を理解する意味で参考のための添付資料ということでお願いしたい。

安全対策も非常に重要な点だが、添付資料としていただき、マニュアル等で確認をすることとさせていただき、現法人の運営状況、先程の職員の勤続年数等についても確認することにさせていただいた。

また、ヒアリングで直接お聞きいただく項目に関しては、またヒアリングのときにご意見をだしていただきたい。

(委員)

様式3-2、収支予算計画書があるが、これは法人全体の予算計

画なのか。

今回、民間移管することも園だけの収支は、別に見なくていいのか。

(事務局) 様式3-2の収支予算計画書については、今回、民間移管をされる園のシミュレーションとしての予算計画書を出していただくという意味である。

(委員) 法人全体じゃなく、民間移管を受ける園だけの収支なのか。これだけではわかりにくかったので、移管を受ける園についての収支計画だとわかるようにしてもらったほうが、法人全体のものを書かれる可能性もでてくるのではないか。

(委員長) この収支予算計画書は受託する園に関してのものということで確認していただきたい。

(委員) 過去3年間の決算状況は当然、法人全体ということでいいか。
1の収支計画の後には、移管を受けることも園についてのもの、過去3年間は法人のもの、とわかるようにしたほうがいいと思う。

(事務局) 様式3-2、「1.収支計画」は、新たに民間移管を受ける園のシミュレーションで、「2.過去3年間の決算状況」というところは、今現在運営されている施設、園の過去3年間の決算状況を記入していただくことになるが、表現がわかりにくいという指摘もあるので、そのあたりも含めて事務局で検討する。

(委員長) 様式3-1と調整していただき、法人全体がわかるものと新規がわかるものと分けていただくなり、事務局で検討していただきたい。

教育・保育計画等は、年間行事予定を出していただくが、教育・保育課程等は、特には考えていないのか。

年間行事予定は出していただくが、この項目の中には要領等を記載してくださいとあるが、教育・保育過程の表を出していただくようになってないと思う。様式8-1では年齢別、月別はあるが、園の教育・保育過程は特に、出していただく予定ではないのか。

(事務局) 移管園の全体的な計画、教育保育要領に基づく全体計画も添付資料として、移管園で新たに作る話になると思う。そういう形で提出

をしていただく。

(委員長)

いろいろなものを参考にして一度作っていただくことも大事かと思うので、添付資料でお願いしたい。

それとは別に、年齢別の計画は大事なので、園全体のものと同方を出していただきたいと思う。

(委員)

開園時間についてだが、様式4-2、開園時間を書くところはあるが、延長時間と延長料金を記載するところはないのか。

(事務局)

様式4-2、延長保育について、料金の記載というご指摘と思うが、事務局としては、法人を審査するに当たり、延長料金が必須事項なのはまだ疑問を持っている。

ただ、延長料金も審査に対して必要ならば、ここに明記することも検討させていただく。

(委員長)

全体の開園時間と時間の区分は必要ではないか。

(事務局)

様式4-2の表で、開園時間、保育時間、平日、土曜日、日曜日、祝日とある。開園時間は、例えば朝の7時から夜の8時まであいていて、その次の保育時間で、1号認定子ども、2号認定子どもの時間が何時、何時と書いてもらうので、その時間を除く時間が延長保育に係る時間と読み取れると考えている。

(委員長)

では、開園時間は園全体のあいている時間で、そのうち1号認定子どもと2号認定子ども、3号認定子どもの保育時間の記載から読みとれるということか。

(委員)

今の時間の件も、ヒアリングで聞かれたらいいと思う。

(委員長)

今のところで全体の開園時間を確認し、その中で教育標準時間が何時間で、保育時間が何時間かを、この表で確認をし、それに対してどのような料金設定になるのか、何時からが延長なのかをまた詳細は法人に直接お聞きするという方法もあるがいかがか。

(委員)

様式3-2「2. 過去3年間の決算状況」で、売り上げ純利益、繰越利益というのがありますが、これは企業の経理に使われる言葉で、社会福祉法人と学校法人で使う言葉とは違うので、変えていただく

のは可能か。

(事務局)

可能である。

(委員長)

社会福祉法人用の見出しにさせていただく。

では、次の審議についてだが、守口市立保育所の民間移管に伴う認定こども園運営者選考基準についての審議についてだが、ここで議題の審議に関する会議の公開について事務局からの提案がある。

(事務局)

守口市立保育所の民間移管に伴う認定こども園運営者選考基準について、今回の民間移管事業者を選考するに当たり、非常に重要な要素を占める部分である。慎重かつ公正に審議いただき、決定いただくことが重要である。

そのため、審査項目及び配点について、決定いただくに当たり、委員各位の自由な意見や、さまざまな議論をいただき、事務局として存分な審議を保障するとの観点から、守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会運営要領第2条第3項の規定に基づき、会議を非公開として審議を行っていただくことがより良い審議につながると考えている。

以上を踏まえ、委員会において、本案件に係る会議の公開、非公開の扱いを決定いただきたい。

なお、選考基準及び点数の内訳については、次回委員会以降、民間移管予定事業者の審議がすべて決定、終了した暁には、公開させていただく予定としている。

(委員長)

審査の性格上、ここからの会議は非公開というご提案があった。確かに非常にデリケートだが、しっかり決めておかなければならない点なので、最終的には公開ということで、公平を図っていききたいと思うが、委員の皆様のご自由な意見、ご議論をいただくために、非公開が妥当であると考えているが、いかがか。

(各委員)

(「異議なし」の声あり)

(委員長)

具体的に言うと、傍聴者の方に少しの間退室していただくということである。選考基準の点数の内訳の審議についてのみということになるが、一度傍聴の方にはご退席いただき、その審議が終わり次第、また引き続き公開とさせていただくことになるがよいか。

(各委員) (「異議なし」の声あり)

(委員長) では、傍聴の皆様には今のご趣旨を理解いただき、協力を願う。
その審議が終われば、また公開とする。

【 ここより非公開部分 】

(委員長) ここからは会議を非公開とし、配点の審議に移りたい。
また、配点の審議に係る会議録についても決定するまでは非公開とする。

資料に関しては非公開資料なので、議事終了後回収となる。お持ち帰りにならないようにお願いします。

では、資料についての説明を事務局からいただきたい。

(事務局) 1枚目については、右上に「非公開資料1」と書かれた片面印刷、A4サイズの1枚物、民間移管事業者選考基準（点数表）である。

2枚目については、右上に「非公開資料2-3」と書かれた片面印刷、A3サイズの1枚物、「守口市立保育所の民間移管に伴う認定こども園運営者選考基準採点表（案）」である。

3枚目については、右上に「非公開資料3-3」と書かれた片面印刷、A3サイズの1枚物で、「守口市立梶保育所の民間移管に伴う認定こども園運営者選考基準採点表（案）」である。

守口市立保育所の民間移管に伴う認定こども園運営者選考基準及び配点の内訳について説明する。

(事務局) 選考基準及び配点について、募集要領及び申請書類と同様に、梶保育所の民間移管事業者の募集とその他の4園の民間移管事業者の募集に分けている。

梶保育所以外の4園の選考基準及び配点について説明する。

先ほど事務局から配付した、右上に「非公開資料2-3」と書かれたA3の資料をご覧いただきたい。

これは、梶保育所以外の4園の募集に係る申請書類をもとに作成した選考基準配点表（案）である。

まず、区分として、項目ごとに大きく分類分けしている。

そして、その右に審査、評価項目という列があるが、これが今回応募のあった法人を審査する際の評点項目になる。

その横の列に、様式ナンバーという列があるが、ここに記載されている番号は、申請書類の様式番号となり、審査、評価項目につい

て審査、評価を行う際に確認していただく申請書類の様式となる。

例えば、一番上の法人の基本理念、基本方針、目標について審査、評価する際には、申請書類の様式2-5に法人の基本理念、基本方針、目標等という書類があるので、それを確認しながら審査、評価をしていく。

審査、評価項目については、各申請書類に基づき定めている。

また、一番下の項目には、事業者へのヒアリングについても記載している。民間移管事業者の選考は、書類審査の他、応募事業者へのヒアリングも行う予定としている。そのためヒアリングの配点についても記載している。

次に、基準点と書かれた列をご覧いただきたい。

委員の皆様には、この列に各審査、評価項目ごとに点数をつけていただく。点数については、先ほど配付した「非公開資料1」「民間移管事業者選考基準（点数表）」をご覧いただきたい。

すべての項目において、3点から0点までの4段階で評価していただく。非常に適格である場合は3点、適格である場合は2点、やや適格性に不足する場合は1点、不適格である場合は0点となる。

次に、基準点の右の列に係数と書かれた列があるが、今回、委員の皆様には各審査・評価項目について点数をつけていただきたい。

すべての項目で3点から0点までの4段階評価となる。選考において、この項目は非常に重要で重視したい場合について、係数の列にあるよう、委員がつけた点数を2倍あるいは3倍とする。

例えば、最初の行の法人の基本理念、基本方針、目標について、非常に適格であるということで3点をつけた場合、係数の欄が×2となっていることから、最終的な点数は3点×2の6点ということになる。

今回、民間移管を行うに当たり、当該法人が今後も継続的に適正、健全な施設運営を行えるかどうか、また平成30年度に市立施設が3園になることを鑑みて、従来、市立施設が担ってきた障がいのある子どもや配慮が必要な子どもの受け入れについて、民間移管した後も引き続き担っていただけるのかといったところに選考の重きを置きたいと事務局としては考えていることから、このような係数の配置にさせていただいている。

委員の皆様には、基準点の列に点数をつけていただき、そして係数を加味した点数が最終的にその法人の点数、表で言うと、配点と書かれた列に入る数字ということになる。

なお、各項目における審査基準については、一番右の列に審査基準という列があるが、ここに書かれている視点で、各審査、評価項

目の点数をつけていただきたい。

次に、梶保育所の民間移管に係る選考基準及び配点について説明する。

非公開資料3-3「守口市立梶保育所の民間移管に伴う認定こども園運営者選考基準配点表（案）」をご覧ください。

梶保育所の民間移管事業者の募集については、新園舎の建築及び通園バスの運行が新たな条件として追加される。そのため区分で言うと、園の運営の項目のうち、2つ目に通園バスという区分が追加され、審査、評価項目として通園バスの運行方法等を追加している。また、下から3つ目の項目に、新園舎の整備等という審査、評価項目を追加している。

梶保育所の民間移管事業者の選考において、通園バスの運行方法等及び新園舎の整備等は非常に大きなウエートを占めることから、通園バスの運行方法等については係数を4倍、新園舎の整備等については係数を5倍としている。

選考基準及び配点の内訳の内容については、民間移管予定事業者が決定した際に公開とするが、それまでの間は非公開とする。

(委員長) 梶保育所だけ違う項目が入っているが、全体構成は共通しているところが多い。この配点に関して意見、質問があれば出していただきたい。

(委員) この委員会では何を決めたらいいのか。

(委員長) 今、係数がある。傾斜配点になるところがこの箇所が良いか、重視する点これで良いのか、確認いただきたい。

それと、審査基準がこの項目で審査するのでいいのかどうか。この2点を、今日共有したいと思う。

(委員長) まずその2点に関しては、本日の審議の中で確認したいと思う。質問だが、事業者へのヒアリングを分けるのが難しいように思う。書類審査だが、書類を基にヒアリングをすることになると思うが、ヒアリングの項目は何を基準に点数をつけたらいいかわかりにくい。実際には書類を見て、それをヒアリングで確認することになる。ヒアリングを別置した理由があれば教えていただきたい。

(委員) 今の委員長の話と関連するところだが、ヒアリングは本当に聞くだけなのか、それともプレゼンテーションをもらった上でヒア

リングをするのか。

(事務局) ヒアリングの形式については、各法人に、最初にプレゼン形式で20分程度、その後、10分程度で質疑応答という形で考えている。

(委員) ヒアリングは委員会でやるということなのか。

(事務局) 公式な委員会の場でヒアリングしたい。

(委員) 基準点は、書類だけ見てまず点数をつけ、あと、ヒアリングだけで点数をつけるとなっている。

(事務局) この基準で点数表に基づき、書類選考を行っていただいて、ヒアリングはヒアリングでまたこの点数からつけていただきたいと思っている。そういう形で進めていいのかどうかを議論いただきたい。

(委員長) 事務局の案は、書類審査、プラス、ヒアリングということか。

(事務局) その予定で提案させていただいた。

(委員) 事前に点数をつけるということなのか、書類を見ながら、ヒアリングをしながら点数をつけるということでもいいのか。書類だけでわからないことは聞くと点数が変わることは当然出てくると思う。だから書類審査ではなく、ヒアリングが終わってから書類も点数化する方がといいかなと思う。

(事務局) 書類については事前に配付させていただき、同時に、ヒアリングのときにも各法人が提出した書類について見ていただく。

その後、ヒアリングにより点数が上がったり下がったりも十分考えられる。1度つけた点数をまた訂正することも可能とは考えている。

(委員長) 書類上はよく書かれているけれども、聞いてみると実は具体性やイメージが乏しいという場合には、修正もあるということで、書類で、一度は採点いただき、最終的にはヒアリング後に確認する。

(委員長) 私は最後のヒアリングの項目をどうつけたらいいかわからない

ので要らないのではないかと思います。

(委員) もしヒアリングに点を入れるとすれば、施設長予定者に対する点数や、熱意等を書類上ではわからないものを加算するとなれば、このヒアリングが生きてくるのかなと思う。書類上はよくできていても、あまり熱意がない方の場合もある。

(委員長) それで言えば、逆に園の組織改善のところでは施設長の適格性が項目に入っていたほうがいいのではないか。

(委員長) そのような考え方もあるかもしれない。

(委員長) 今、委員から、直接来ていただき、施設長なり法人の代表者の方から誠意や熱意、方向性を聞くということでヒアリングの点数を加味することは可能ではないかという意見をいただいたがいかがか。

(委員) 事業者へのヒアリングの欄で個人評価みたいな分も含め、この項目にあってもいいのかもしれない。

(委員長) それぞれ立場が違い、視点が違って、それが最も反映させられるのが事業者へのヒアリングかもしれない。

(事務局) 先ほどの委員のご指摘の事業者へのヒアリングという部分だが、書類でまず、点数をつけていただく。その後に、事業者に、今後の取組みの姿勢などについてプレゼンテーションをしていただく。その後、委員から質疑をしていただき、質疑の内容のヒアリングに応じ、その中で書類審査の部分の点数が若干変動する可能性もある。そして、事業者へ質疑をしていただいた中身も加味した上で、書類のほうに審査の点数をつけていただく。

下の事業者へのヒアリングという部分については、事業者にプレゼンテーションという形で、発表、また意気込みなども、この部分の評価とさせていただきたいと思う。イメージが少し食い違うこともあると思うので、ヒアリングという書き方より、事業者からのプレゼンテーションという形に変更させていただいたほうがわかりやすいと思う。

(委員長) 直接プレゼンテーションしていただき、また質疑応答していただく中で、把握した全体像に関して、このヒアリングで評価いただき、

人により点数は一緒でも力点は違うかもしれないが、点数として出てきたときは、その方それぞれの意見として聞かせていただくということでしょうか。

基本的に書類を見ていただいたうえで、ヒアリングで確認していただき、修正があれば修正し、最終点をつけていただくという形になる。

(委員) ヒアリングのときの審査基準も、もう少し書いてあればヒアリングのときに思い出さうと思う。

(委員長) 応募に関する姿勢や、運営に関する姿勢など、表記していただいでいいか。

施設長の適格性につながるようなことや、あるいはリーダーシップにつながるようなところもここに入ってくると思うし、職員全体の把握やチームワークもここに入るかもしれない。

保育全体の総合性もここに入る可能性もあり、箇条書きでも構わないので、検討していただきたい。

(事務局) 審査の基準についてもそのような項目を審査内容の部分に記載をさせていただく形で改めさせていただく。

(委員長) では、係数のところで傾斜配点をつけているところを重視してつけていく項目になっているが、何か意見はあるか。

(委員) 基本的な、基準点の付け方だが、保育の専門家ではないので、1号認定子ども園の選考方法がいいのかどうか分からない。そういう場合、専門のところだけ点数をつけるのか、それとも、一般的な市民としての考え方で基準点をつけていくのか、その辺はどういう付け方を考えているのか。

(事務局) 基本的には、専門外も含め、全部点数つけていただきたい。
専門外のことでも、よくわからない部分も確かにあると思うので、その辺りは、市民目線の感覚でつけていただくことになると思う。

(委員) 法人に対して評価をつけるときだが、点数は、この委員全員の点数を合計して、Aランク、Bランクとつけるのか、それともそれぞれAランク、Bランクと見ていくのかどっちか。

- (事務局) 9人の委員の方全員に点数をつけていただき、各項目で平均点を
出ささせていただきたいと考えている。
- (委員長) まずは個人で採点ということか。
- (事務局) 個人で採点していただく。
- (委員長) もちろんご専門によっては傾斜があるかもしれないが、まずは全
員が同じ条件でつけていただく。
3から0の点数をそれぞれがまず記入いただき、係数を掛けた上
で最終の配点が決まったら、あとは平均点ということになると今、説
明があったがよいか。
保護者に対する連携のところはもう少し傾斜が欲しいところ
ではないか。新しい園に変わったり先生が変わったりするときに、や
はり誠実に対応してくれているのかどうか。保護者に対しての傾斜
はもう少しあってもいいと私も思う。どれも大事な項目ではある
が、どうだろうか。
- (委員) 梶保育園の通園バスで、係数が4倍になっているが、補助的な業
務というふうに思えて、それが4倍というのはどうなのかと思う。
通園バスを利用される方の割合などもあるので、係数を4倍にされ
た理由を、もう少し具体的に教えてほしい。
- (事務局) 梶保育所の民間移管の部分についてだが、昨年度に、すこやか幼
児審議会で、再編整備計画を審議した。その中で、梶保育所を民間
移管すると決定したが、佐太保育所と梶保育所を統合するという中
で、子どもを通園させるのに距離があり厳しいという意見もあり、
通園バスを走らせることが条件になった。
その中で、ただ通園バスを走らせたらいいのではなく、0歳から
5歳までの子どもの安全性の配慮も必要かと思う。
バスの本数、停留所、そのようなところも含め、保護者の方のニ
ーズを踏まえて、しっかりと通園バスについても考えているのかを
確認する意味で、今回配点を高く置かせていただいた。
- (委員) 通園バスを利用される方の割合は、どれくらいを想定しているの
か。
- (事務局) 平成30年度に民間移管をするが、梶保育所については、平成30年

度に建て替えを行うので、佐太保育所に1年間転園していただく。

もともと梶保育所に通われていた方が平成30年度に通園バスを使われると想定されるので、全員が使うことはないだろうが、平成30年度については、梶保育所の在園児の数に近い人数が通園バスを利用されると思う。

平成31年度になると、梶保育所に新園舎ができて上がるので、佐太保育所を利用されていた方が使う形になると考えている。具体的に通園バス走らせた場合、利用するか、しないかの調査はしていないので、はっきりとした数字は持ち合わせていない。

(委員) 今の段階では、100%使われるだろうということを前提に考えておられるということで理解した。

(委員長) 今は保護者のニーズと安全性と子どもへの配慮ということで4倍という形にしているけれども、確かに、かなり高い数値なので、4までは要らないのではないかと思われる方もいるかもしれないがいかがか。

(委員) 4倍は少し高いと思う。2倍か3倍でもいいのではないかと思う。

(委員) 通園バスは、必ずしていただかなければならない事項であるので、3倍等でいいと思う。

(委員長) きちんと守っていただくという点で、少し重きを置くということで、今3倍という意見も出ているが、いかがか。

(委員) 通園バスは、今、通園バスを実施されている保育所みたいに、いろんな停留所があるような通園バスを考えているのか。それとも現在、梶保育所に通われていた人は梶保育所に今までは来れていたの、仮園舎の佐太保育所を往復するだけの通園バスを考えておられるのかどっちなのか。

(事務局) そのあたりが今回の選考審査基準になると事務局としては考えている。法人の考え方、保護者のニーズ等、希望もあるので、応募された法人がどのように考えているかというのをこの場で審議をしていただきたいと思います。

(委員長) 特に事務局からは提示せず、考え方そのものも含めて審査をする。停留所方式にするのか、ピストンにするのか。法人の考え方をそこで見るとのことだが、よろしいか。

(委員) 停留所方式が3、ピストンは2という感じでつけたらいいのか。

(委員長) その仕方にもよるかとは思いますが、そういうのも1つの基準である。小まめに拾って連れてこられる形を上位とする委員の方もおられると思うし、それで本当に安全性が確保できるのかという点で、それが3になるとは限らないかもしれない。

(委員) 点数が高いと、やはり差が出ると思う。

(委員長) 差が出るかもしれない。実施の仕方、実際のルートと本数、それに伴う安全確保で言うと、そこで差は出る可能性はある。3倍であれば3点が9点になるので。

(委員) 4は多いような気もするが、通園バスを使うということが、守口市としても新しい試みなので、特に命にかかわる部分であるし、守口は道も狭いので、バス停をどこにするか、乗り降りの安全性、本当に添乗する先生がいるのか、業者任せで委託するのかなど、推しはかれないところもあるので、まず4にするというのも1つの考え方かなとは思う。

(委員長) 恐らく梶保育所に手を挙げていただく法人からすると、この通園バスと新園舎のことは、よほど気持ちがないと応募していただけないということで、意気込みと内容をきちっと審査するという意味では高くなっているのだと判断できる。もちろん子どもの命と保護者の安心に直接つながることだからということで、4もあり得るのではないかと意見があるが、いかがか。

(委員) 4でいいと思う。

(委員長) これが今後の前例にもなってくることもあり得るので、高いが、まず4倍にして、最終的にそれを含めてのヒアリングでも確認していただける。新園舎の整備に関しましては、図面等も出てくると思うので、5倍でも妥当かと思う。梶保育所については高いが4と5で行きたいと思う。

他の点は、保育内容に関しても、各配慮の必要な子どもたちに対するところはすべて×2になるので、デリケートな問題に対する対応もきちっと取れるとは思う。

(委員) 審査基準の点で気になるのが、全体計画の教育保育理念と教育保育方針の守口市の教育保育事業の趣旨に沿っているかという内容だが、これが公私連携の意味するところか。

公私連携で、連携しないといけないのはわかるが、個人的には、法人がやるので、守口市の教育保育事業の趣旨に沿ってなくてもいいと思う。もちろん全くかけ離れているのはよくないと思うが、趣旨に沿ってなくても構わないのではないかなと思う。あくまでも法人に移管するから、その辺はどうなのかなと疑問に思う。連携するということはもちろん大事だが、趣旨に沿わないといけないのはどうなのか。

(委員) 趣旨を少し具体的に教えていただきたい。

(事務局) 待機児童の話も含め、日本全体としてこのような需要が高まっているところであり、守口市としても、民間移管を行いながら、再編整備をするというところで、どうしても受け皿の問題などが出てくる。

今後の守口市の市政、市の方針等も含め、例えば、特別保育や延長保育、病後児保育などの、保護者からのニーズというものがあるので、今後、市の方策として考えていかなければいけないと思っており、そのあたりの方針を、守口市の考えに沿っているのかという部分について、審査基準として設けさせていただいた。

(委員) 子ども・子育て支援事業計画に書いてあるのか。

(事務局) 平成26年度に策定した子ども・子育て支援事業計画では、第5章というところで、個別に施策を今後展開していく内容を書いてある。公立園だけではなく、私立園が今後増えていくことも踏まえ、こういったところの趣旨を理解していただきたいと考える。

(委員) 民間ということであれば、本来、民間の思いであってもいいと思うが、公立を民営化することと、子ども会議で既に行われている計画、次世代育成からこの子ども・子育て支援事業計画に沿っていただくということで、必ずしも民間の独自性を否定するという

わけではないと思うので、子ども・子育て支援事業計画を順守した上でやってほしいことや、公立が今までやってきたことも、保護者や子どもがスムーズに移行できるための、緩やかな移行という意味だと思うので、おかしくはないと思う。

私立の独自性を全否定するわけではないので、そこは私たちが審査するときに見たらいいと思う。

(委員長)

どの園を選んでも、守口市の大切な子どもであることには変わりがないので、大きな方向性は守っていただき、保育内容や保育方法に関して、それぞれ独自のものがあると思うので、考え方や方針である程度、一致点をつくっていただけたら、それぞれの方法に関してここで問わなくても良いと思う。

市で望む子どもたちの育ちの姿等は、きちんとご理解いただき、それに沿った理念と方針を出していただいているかどうか、ここで確認できればいいかと思っているが、いかがか。

(委員)

審査基準に、「守口市子ども・子育て支援事業計画に沿った」と書いてあると納得できる。

(委員長)

守口市子ども・子育て支援事業計画に沿っているということか。表現をそのようにしていただいていいか。

(事務局)

変更は可能と考えている。

(委員長)

市としては、こういう計画で子ども・子育て支援事業を進めていくと、すでに明記しているので、それに沿った形で理念と方針を出していただくということで、子ども・子育て支援事業計画の名前を出し、その趣旨に沿ったものであるかどうかにさせていただく。

行政との連携をきちんと取りながら、保育の質を確保していただくことは、他の項目に挙がっていたと思うが、この理念と方針に関しては、基本的には、事業計画に沿ったということにさせていただく。

(委員)

病児保育については、どの項目で伺えるか教えていただきたい。

(事務局)

病児保育についてだが、全体計画の区分である上から4つ目の特別保育事業というところがある。ここの項目に関して、病後児保育だけでなく、延長保育、日曜日、祝日に保育をされる休日保育もあ

るので、そういったものを含めて、特別保育という言い方をさせていただいており、病後児保育についても、この中には含まれてるものと解釈していただきたい。

(委員) 梶保育所は通園バスで通園するので、迎えがこなかった場合、特別保育の部分でどのような対応をされるのか知りたい。

(事務局) 梶保育所に限らず、実際に子どもが病気になり、保護者の方が迎えに来ていただくこともあると思う。そのようなときは必ず通園バスを使ってくださいというものではないので、普段は使っていても、緊急の場合はお父さん、お母さんに実際迎えに来ていただくことも出てくると思うので、通園バスがあるから、病後児保育を必ずしてないとおかしいという観点で判断するものではないと考える。

(委員長) ふだん通園バスを使っている方が緊急にお迎えになる場合は、どう対応されるのか。と聞いていただきたい。たぶん、文書にはそこまでは挙がってこないと思うので、ヒアリングのところでお聞きいただき、特別保育へのイメージがきちんとできているかを、特別保育に入れていただいてもいいし、保護者への連携のところに評価を入れていただいてもいいかと思う。

(事務局) ただ、特別事業に関しては、延長保育は必須である。

(委員長) 必須なのは延長保育のみか。

(事務局) 市として定めているのは、その部分だけである。

(委員長) 病後児と休日は、法人の考え方で挙がってくるかもしれないということか。挙がってきたからと言って、それが即、評価が高くなるかは、また別のことで、一応、特別事業の中で積極的に取り入れようとしていることで評価が上がる場合もあるかもしれないが、必須は延長のみということで、必ず全園が入れてもらう。

(委員) 書類審査は全員と仮に考えて、ヒアリングも全員でやるのか。

(事務局) 事務局の案としては、募集が終わり、第3回の選考委員会のときにヒアリングと書類審査をやっていただく予定なので、できれば全員9名揃っていただき、ヒアリングも実施していただきたい。

(委員長) 書類審査もヒアリングも一緒に参加してやっていただく形で今、想定している。

時間も限られて、ヒアリングの進め方に関しては、だれがどの項目を確認するかなどを、また事務局とも相談させていただき、なるべく皆さんの聞きたいことがきちんと聞ける形にしたいと思うが、一応現在の想定として、全委員がヒアリングの場にも立ち会っていただき、ご質問もさせていただく。それをもとに採点をしていただくという形にさせていただいていいか。

(各委員) (「異議なし」の声あり)

(委員長) それではこの資料は、事務局によって回収する。また当日ヒアリングの際には出していただく。持ち帰られないようお願いする。

ここまで非公開とさせていただいたので、非公開を解き、傍聴の方にお入りいただき、残りの部分を再開したいと思う。

【 ここより公開 】

(委員長) それでは、委員会を再開する。

今後の募集等のスケジュールについて今から事務局に説明いただきたい。

(事務局) 本日の第2回選考委員会では、募集要領及び応募法人提出書類について確認いただいた。

本日ご審議いただいた内容で、一部修正等をさせていただき、8月22日(月)曜日から、9月6日(火)曜日までの平日の間を募集要領等の配付及び応募書類の提出期間とする。

募集要領等の配付方法については、募集要領に記載にあるとおり、こども政策課及び守口市ホームページにて公開し、周知をする。

また、対象法人に対し、民間移管に係る募集に関する説明会及び移管対象保育所の施設見学を実施する予定としている。

説明会については、8月24日(水)曜日、午後2時から守口市役所第2委員会室で、移管対象保育所の施設見学については、8月30日(火)曜日と、31日(水)曜日、それぞれ10時から12時までの2回に分けて実施する予定である。

8月30日(火)曜日に施設見学を実施する保育所は、西保育所、八雲東保育所、藤田保育所の3カ所、8月31日(水)曜日に施設見学を実施する保育所は、北寺方保育所、梶保育所の2カ所である。

また、今回の民間移管に関する募集についての対象法人からの質問に関しては、すべて書面で提出していただき、回答内容は随時、守口市ホームページで公表していく予定としている。

なお、質問の受付期間は8月22日月曜日から、9月2日の金曜日までとしている。

(委員長) 当初の募集要項の配布及び応募書類の提出期間は19日で提案があったと思うが、いくつか大事な項目の修正や確認があり、22日からとしていいか。期間は短くなるが、後で要領に訂正等があるといけないので、確認を十分していただき、22日からとさせていただくことでいいか。

(各委員) (「異議なし」の声あり)

(委員) 修正していただいた募集要領等は、委員は確認できるのか。

(事務局) 第2回選考委員会で意見いただき修正させていただく部分については、事務局にて修正をさせていただき、メールか何かの方法で委員にはご確認をいただき、了承を得た後、22日の募集を開始させていただきたいと考えている。

(委員長) メール等での確認となるが、よろしく願います。

(3) その他

【①施設実地調査について】

(事務局) 前回の選考委員会で委員から、移管対象園の市立保育所の見学や応募法人の現在の保育、教育を見るために、応募法人が運営している施設の見学に行きたいという趣旨の意見があった。

この取り扱いについて、事務局としての検討結果を申し上げるので、その結果も踏まえ、選考委員会として決定いただきたい。

まず、市立保育所の施設見学について、希望があれば委員個人の形でも日程調整の上、実施させていただく用意がある。

しかし、応募のあった法人が運営している施設の見学については、第1点目に、審査の公平性を期するため、実施する場合には全応募法人を対象に行っていただく必要があること。

第2点目に、私的にインサイダー的接触という疑義を生じさせないためにも、公式な委員会による活動と位置づけさせていただく必

要があること。

第3点目に、全体の審査スケジュールを遅延させないために、応募締め切り予定日である9月6日から第3回選考委員会開催予定日の9月27日までに行う必要があること。

と考えており、これらのことを踏まえ、実地調査を行うには、実務的に困難かと考えており、応募法人の内容をできるだけよく把握していただくことは、責任者が出席するヒアリングの場などで顔を突き合わせて実施していただければと考えている。

(委員長)

事務局の検討の案としては、公平性を欠くことがあってはならないということ、事前に接触で疑義があってはいけないということ、日程を遅らせることができないという3点から、物理的、実質的にはかなり難しいのではないかとこの提案があった。

どこかの園だけ行き、どこかの園だけ行かないということはできず、たくさんの法人をお持ちの園は、どこの園に行かせていただくかも詳細に決めていかなければならないので、かなり難しいということを理解いただいた上で、それでもという意見があればお聞きしたいが、いかがか。

(委員)

実際、見に行ったほうがいいにこしたことはないが、そういう問題もあるので、ヒアリングの機会はあるから、そこで聞いたほうが熱意や態度もわかるかと思う。

移管対象保育所の施設見学については、8月30日、31日ではなく、別日に委員会として行けるということか。

(事務局)

8月30日、31日というのは、あくまでも応募対象法人の説明会なので、仮に個人で行くことも可ということで申し上げたが、この日は外していただきたいと思う。

(委員)

せめて移管対象保育所の施設には見学に行きたいと思っているが、申請された法人に関しての施設見学に関しては、ヒアリング等と書類で見るとなると、申請応募書類の中の添付書類で、施設パンフレットというものがあつたと思うが、見取り図や設備の辺はきちんと書かれたものを提出していただくということを条件としていただきたい。

(委員長)

直接、実地調査ができないということなので、それにかわる、できるだけわかりやすい物をお出しいただくということでもよろしい

か。遊具や、建物の配置など、そのようなものがわかるような形に
していただき、それを代替として直接、現地調査をしないというこ
とは可能か。

(事務局) 先ほど申請書類の審議の中で、参考資料として施設図面などを
つけると意見をいただいたので、委員の皆様が確認できる資料とい
うのを徴集していきたいと考えている。

(委員長) 新規にパンフレットまでつくり直さなくて結構なので、写真をつ
けていただくなどで、結構かと思う。何らかの方法での現地調査に
かわるものをぜひ私たちが確認できるようにしていただきたい。

あとは、市立の保育所への見学に関しては、委員会としてではな
く、個人として可能ということでもいいか。

(事務局) 個人として行っていただいてもいいが、行かれる日を事務局に前
もって連絡していただきたい。保育所も、設備やセキュリティーが
あるので、事前に連絡をいただきたい。

(委員長) 通常の保育をしている時間なので、その点は配慮した上で、個々
に事務局に打診いただき、日程調整をして、もし可能ならば、説明
が必要な場合には一緒に行っていただくという形にさせていただき
たい。

特に委員会として応募法人への実地視察は行わないので、他の書
面と写真等で確認をするとさせていただく。

では、この件に関して、事務局は手配をお願いします。

また、市立保育所を実際に見に行く場合は、連絡等をお願いします。

【②今後の会議日程について】

(事務局) 今後の会議日程であるが、8月22日からは事業者の募集等を行
ってまいりたいと考えている。

第3回選考委員会については、事業者の募集が終了してから開催と
なるので、第3回選考委員会については、9月27日、午後1時から
守口市中央コミュニティセンター4階の第3会議室で開催を予
定している。

(4) 閉会